

**慶應義塾大学大学院 商学研究科**  
**学位論文に係る評価基準**

学位申請論文は、本研究科が規定する手続きに従って提出されたものを対象とし、以下に示す水準、審査体制、方法ならびに評価項目に沿って審査する。

**1. 修士論文**

①学位論文が満たすべき水準

慶應義塾大学学位規程ならびに大学院学則に則り、商学研究科は、次に定める体制、方法、評価項目によって、修士学位論文の審査および修士学位授与の決定を行う。

②審査委員の体制

修士学位論文審査は指導教員を含め、3名の審査委員が行う。

③審査の方法

論文審査は、審査委員による面接を通じて行われる。審査委員は面接終了後、それぞれの意見を表明し、必要に応じて相互に質疑を行う。審査委員は質疑の終了後、評価する。研究科委員長および学習指導は各審査委員から報告された評価を集計の上、合格または不合格を判定する。研究科委員長および学習指導は判定結果を研究科委員会に報告し、承認を受ける。

④評価項目

- ・表現が明確で構成が論理的であること。
- ・当該分野の過去の研究成果が十分に参酌され、論文の課題と成果の学術的な位置づけが明確であること。
- ・学術論文として適切な形式的要件を備えていること。
- ・最終試験における質疑に的確に応答できること。

**2. 博士論文**

①学位論文が満たすべき水準

慶應義塾大学学位規程ならびに大学院学則に則り、商学研究科は、次に定める体制、方法、評価項目によって、博士学位論文の審査および修士学位授与の決定を行う。

②審査委員の体制

博士学位論文の審査について、予備審査は研究科委員会が決定した3名の予備審査委員が行う。本審査は研究科委員会が設けた主査1名、副査2名からなる本審査委員会が行う。

### ③審査の方法

#### ③-1 予備審査

予備審査委員は予備審査会を開催する。予備審査会は論文提出者と予備審査委員で行い、申請者は論文内容を口頭で報告する。口頭審査後に予備審査委員による予備審査委員会を開催し、論文の評価について決定し、修正が必要な場合には、提出者に指示を行う。予備審査の結果は、研究科委員会で報告する。

#### ③-2 本審査

申請者は修正済みの学位論文と予備審査委員会から指摘があった点についての対応を記した予備審査対応報告書を提出する。予備審査委員会は修正済みの学位論文と予備審査対応報告書をもとに、学位論文を本審査に推薦するかどうかを決定する。推薦する場合には学位論文と予備審査対応報告書を研究科委員会で回覧し受理されれば、本審査期間に入る。本審査の審査委員（主査1名、副査2名）は予備審査委員と原則同じとする。本審査委員は論文審査報告書を作成し、研究科委員会で学位授与について審議する。

### ④評価項目

- ・論理的・体系的な論旨の展開が認められるものであること。
- ・研究成果に独創性が認められるものであること。この場合の独創性とは、新しい視点からの問題への接近、新しい分析方法の採用、あるいは新しい所見、結論への到達等のいずれかが含まれていることを意味する。
- ・当該分野の過去の研究成果を十分に参酌したものであること。

以 上